

# 納期の特例について

- ①納期の特例とは  
 毎月納入している特別徴収税額を年2回にまとめて納入する制度です。  
 具体的には、毎月徴収した特別徴収税額のうち6月分から11月分を11月分の納期限（12月10日前後）、12月分から5月分を5月分の納期限（6月10日前後）の2回に分けて納入することとなります。
  
- ②対象  
 納期の特例の承認を受けることのできる特別徴収義務者は、常時雇用している者が常時10人未満の事業所等です。（当市の従業員数ではなく、事業所全体の人数です。）  
 ※市税の著しい納入遅延、滞納がある場合には承認できない場合もあります。
  
- ③手続き  
 申請書を飯能市役所市民税課にお送りください。  
 審査後、承認（不承認）通知を事業所あてに送付します。
  
- ④注意事項  
 承認を受けた後であっても、本市徴収金の著しい納入遅延があった場合は、承認の取消をさせていただくことがあります。  
 なお、変更がない場合は継続となりますので改めて申請していただく必要はありません。



## 特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

(あて先) 飯能市長

令和 年 月 日

地方税法第321条の5の2及び飯能市税条例第33条の5の3規定により、特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたいので申請します。

所在地 (住所)			
フリガナ			
名称 (氏名)			
代表者 氏名		電話番号	— —
法人番号			(連絡先) 担当者 (氏名)
特別徴収義務者 指定番号		※市町村ごとに異なります	
関与税理士 署名	(連絡先)		

特例の適用を受けようとする税額	令和 年 月以後 の特別徴収税額		
	月区分	給与支払人員	給与支払額
申請の日前6か月間の各月末の常時給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額	年 月	(臨時 人)	( 円 )
		常時 人	円
※賞与等の臨時の給与の金額を含む。	年 月	(臨時 人)	( 円 )
		常時 人	円
※飯能市以外の全市町村を含む、事業所全体の人員及び支払金額	年 月	(臨時 人)	( 円 )
		常時 人	円
※臨時勤務者分がある場合は、常時給与の支払いを受ける者の分とは別にして2段書き(上段に記載)にしてください。	年 月	(臨時 人)	( 円 )
		常時 人	円
	年 月	(臨時 人)	( 円 )
		常時 人	円
市町村に係る徴収金に滞納がある場合において、それがやむを得ない理由によるものときは、その理由の詳細			
申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日	有 (令和 年 月 日承認取消) ・ 無		

- 【注意事項】
1. 申請書の提出は、特例の適用を受けようとする月の20日頃までお願いいたします。
  2. 送付先が所在地と異なる場合は、書類送付先を記入してください。

【提出先】〒357-8501 飯能市大字双柳1番地の1 飯能市市民税課(TEL042-973-2111 内線125,126)